

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税4) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税)
		②: 上記以外の税目	(所得税:外)(国税4) (住民税:外(自動連動))(地方税)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(以下「みどりの食料システム法」という。)に基づき、次の措置を講ずる。(所得税・法人税)</p> <p>① 環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けた農林漁業者が、一定の環境負荷低減事業活動用資産※1の取得等をして、環境負荷低減事業活動等の用に供した場合には、その取得価格の32%(建物等については16%)の特別償却ができる。</p> <p>※1 環境負荷低減事業活動用資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学肥料・化学農薬の使用の減少に資する設備等 ・ 環境負荷低減事業活動(化学肥料及び化学農薬の施用及び使用を減少させる生産方式による事業活動に限る。)の安定に不可欠な設備等 <p>② 基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が、一定の基盤確立事業用資産※2の取得等をして、基盤確立事業の用に供した場合には、その取得価格の32%(建物等については16%)の特別償却ができる。</p> <p>※2 基盤確立事業用資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の製造設備等 	
		<p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p>	
		<p>《関係条項》</p> <p>・租税特別措置法</p> <p style="padding-left: 20px;"><所得税>第11条の4</p> <p style="padding-left: 20px;"><法人税>第44条の4</p> <p>・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律</p> <p style="padding-left: 20px;"><環境負荷低減事業活動実施計画等の認定></p> <p style="padding-left: 40px;">第19条第1項、第21条第1項</p> <p style="padding-left: 20px;"><基盤確立事業実施計画の認定>第39条第1項</p>	
5	担当部局	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期: 令和5年5月～8月</p> <p>分析対象期間: 令和4年度～令和7年度</p>	

7	創設年度及び改正経緯	令和4年度:創設
8	適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日まで(2年間)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農林漁業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定） 第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応 1 国際環境変化への対応 (4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進 食料安全保障の強化に向け、安定的な輸入と備蓄とを適切に組み合わせつつ、輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力の拡大等の構造転換を推進するとともに、平時から食料安全保障の状況を評価し不測時に政府一体で食料の確保等を行う仕組み、関係省庁・自治体が連携した買い物弱者、フードバンク・こども食堂等国民への食料の提供を進めやすくする仕組み、食料について適正な価格転嫁を促進する仕組み等の検討を進める。 農林水産物・食品の輸出では、稼ぎを重視しつつ、2025年の輸出額2兆円目標の前倒しを目指すほか、みどりの食料システムの確立に向け、有機農業等の先進的な取組の後押し、食品事業者の育成及び生産者との連携の促進、消費者理解の醸成に資する「取組の見える化」等を進める。</p> ○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和5年6月16日閣議決定) IV. GX・DX等への投資 3. 食料安全保障(2)農林水産業のグリーン化 温室効果ガスによる気候変動の影響や、生物多様性の喪失等が進む中、持続的な食料生産を確保するためには、環境負荷低減に向けた対応を行うことが必要である。 このため、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、有機農業の推進、有機農産物の需要拡大に向けた食品事業者と生産者の連携、生産者の環境負荷低減の努力の見える化、農業分野でのJ-クレジットの活用、食品企業の食品ロス削減に向けた役割の強化等に取り組み、環境と調和のとれた食料システムを確立する。 <p>② 政策体系における政策目的の位置</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、</p>

	付け	<p>水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ⑫環境政策の推進</p>																				
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 租税特別措置により、農業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することで、有機農業の取組面積を下表のとおり拡大する。なお、最下段が本税制の寄与である。</p> <table border="1" data-bbox="596 712 1406 981"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標 (千 ha)</td> <td>30</td> <td>34</td> <td>39</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>増加面積 (千 ha/年)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>うち寄与 (千 ha)</td> <td>0.8</td> <td>1.1</td> <td>1.3</td> <td>1.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 目標等については、前回の事前評価以降に明らかとなった令和2年度における有機農業の取組面積の実績等を新たに加味して再算定を行ったため、前回の事前評価時の数値とは異なる。</p> <p>※ 詳細は別添参照。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、化学肥料・化学農薬の使用の低減に関する取組に係る計画認定を受けた農業者及びその取組に必要な機械・資材の生産等を行うことに係る計画認定を受けた事業者が、必要となる設備投資を行った場合に適用する。 本税制措置により、事業者に対して農業者だけでは解決しがたい必要な資材及び機械の製造販売に係る体制整備を促進するとともに、農業者に対して当該機械等の導入を後押しすることで、農業の環境負荷低減と生産性の維持・向上の両立が図られ、環境負荷低減の取組の推進に寄与。</p>		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	目標 (千 ha)	30	34	39	45	増加面積 (千 ha/年)	3	4	5	6	うち寄与 (千 ha)	0.8	1.1	1.3	1.6
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																		
目標 (千 ha)	30	34	39	45																		
増加面積 (千 ha/年)	3	4	5	6																		
うち寄与 (千 ha)	0.8	1.1	1.3	1.6																		
10 有効性等	① 適用数	<table border="1" data-bbox="596 1653 1406 1771"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (実績)</th> <th>令和5年度 (見込み)</th> <th>令和6年度 (見込み)</th> <th>令和7年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>3</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税、法人住民税、法人事業税については同一件数。</p> <p>※ 令和4年度適用数については、みどりの食料システム法が令和4年7月に施行された後、令和4年度末までの間に認定を受けた者のうち本税制を活用する計画となっていた件数。なお、令和4年度の本税制の適用について、環境負荷低減事業活動実施計画等に係る適用は、認定に必要な都道府県の基本計画の作成が令和4年度末に</p>		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	適用数	3	12	18	24										
	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)																		
適用数	3	12	18	24																		

		<p>全国的に完了したことから実績がなく、基盤確立事業実施計画に係るもののみとなったことから僅少となった。</p> <p>※ 令和5年度以降の見込みについては、聞き取りを基に、認定者数が一定数増えると仮定した上で、そのうち本税制(法人税)を活用する者を推計。詳細は別添参照。</p>																									
②	適用額	<p style="text-align: right;">単位:百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (実績)</th> <th>令和5年度 (見込み)</th> <th>令和6年度 (見込み)</th> <th>令和7年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>46</td> <td>84</td> <td>90</td> <td>96</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税、法人住民税、法人事業税において同一額。</p> <p>※ 令和4年度適用額については、みどりの食料システム法が令和4年7月に施行された後、令和4年度末までの間に認定を受けた者に係る適用額。</p> <p>※ 令和5年度以降の見込みについては、推計した適用数及び令和4年度実績を基に試算。詳細は別添参照。</p>		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	適用額	46	84	90	96															
	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)																							
適用額	46	84	90	96																							
③	減収額	<p style="text-align: right;">単位:百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (実績)</th> <th>令和5年度 (見込み)</th> <th>令和6年度 (見込み)</th> <th>令和7年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>10.8</td> <td>19.6</td> <td>20.9</td> <td>22.2</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.8</td> <td>1.4</td> <td>1.5</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>4.4</td> <td>8.1</td> <td>8.6</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>減収額合計</td> <td>16.0</td> <td>29.1</td> <td>31.0</td> <td>33.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和4年度減収額については、みどりの食料システム法が令和4年7月に施行された後、令和4年度末までの間に認定を受けた者に係る減収額。</p> <p>※ 令和5年度以降の見込みについては、推計した適用額及び令和4年度実績を基に試算。詳細は別添参照。</p>		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	法人税	10.8	19.6	20.9	22.2	法人住民税	0.8	1.4	1.5	1.6	法人事業税	4.4	8.1	8.6	9.2	減収額合計	16.0	29.1	31.0	33.0
	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)																							
法人税	10.8	19.6	20.9	22.2																							
法人住民税	0.8	1.4	1.5	1.6																							
法人事業税	4.4	8.1	8.6	9.2																							
減収額合計	16.0	29.1	31.0	33.0																							
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標 (千 ha)</td> <td>30</td> <td>34</td> <td>39</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>達成状況</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>現在、2021年(令和3年)実績値が確定した状況にあるため、本税制の措置後である2022年(令和4年)以降の実績については未確定。</p>		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	目標 (千 ha)	30	34	39	45	達成状況	-	-	-	-										
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																							
目標 (千 ha)	30	34	39	45																							
達成状況	-	-	-	-																							

		<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>令和4年度においては、本税制を活用しながら化学肥料の代替となる資材の生産体制を強化するという事業者の計画を認定しており、これにより、農業者の化学肥料の使用低減や有機農業の取組面積拡大に寄与した。</p> <p>【延長されなかった場合の影響】</p> <p>本特例措置が延長されない場合、環境負荷低減に向けた取組が農業者にとって従来の生産方式を変える新たな取組である中で、農業者の投資余力が小さいことも重なり、環境負荷低減に資する農業機械等の導入が減退し、農業に由来する環境負荷低減の取組の推進に支障をきたす。</p>																				
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置の減収見込額に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。</p> <p>＜経済波及効果の試算＞</p> <p>経済波及効果については、下表の投資額を基に、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (実績)</th> <th>令和5年度 (見込み)</th> <th>令和6年度 (見込み)</th> <th>令和7年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>16.0</td> <td>29.1</td> <td>31.0</td> <td>33.0</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>174</td> <td>311</td> <td>329</td> <td>347</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>295</td> <td>521</td> <td>546</td> <td>571</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 経済波及効果の算出には、「平成27年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数(98部門)を使用。 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。</p>		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	減収額	16.0	29.1	31.0	33.0	投資額	174	311	329	347	経済波及効果	295	521	546	571
	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)																		
減収額	16.0	29.1	31.0	33.0																		
投資額	174	311	329	347																		
経済波及効果	295	521	546	571																		
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制については、みどりの食料システム法に基づき、化学肥料・化学農薬の使用の低減に関する取組に係る計画認定を受けた農業者及びその取組に必要な機械・資材の生産等を行うことに係る計画認定を受けた事業者が、必要となる設備投資を行った場合に適用することとしている。</p> <p>農業者及び事業者による機械等に対する投資を促進し、農業の生産性の維持・向上と環境負荷低減の両立を図るためには、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者及び事業者を幅広く支援できる税制措置と一体的に講じることで政策効果の拡大につながるため、政策手段として妥当。</p>																				
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>みどりの食料システム法に基づき認定を受けた基盤確立事業者に対して、良質な堆肥等の生産・肥料配合や広域流通に必要な機械・設備の整備等や調査・分析・改良等の取組を支援しているが、農業者が環境負荷低減事業活動用資産を導入する場合には、支援対象外。(令和6年度概算要求においても同様)</p> <p>当該予算上の措置については、農業者の環境負荷低減の取組に必</p>																				

		<p>要となる機械・資材を広域的に流通させる基盤確立事業者のうち、モデル的な者に対して取組を補助するものである。</p> <p>一方、本税制については、幅広く投資を促進するために、投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある基盤確立事業者を広く支援するものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農業者やこれに関連する事業者を支援することは、農林水産業や食品産業の持続的発展に繋がるものであり、地域経済の活性化に貢献する。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年2月

○ 減税見込額積算資料

1. 減税見込額積算

(令和 4 年度実績)

注 適用数、適用額及び減収額は、みどりの食料システム法が施行後、国の基本方針が策定され認定制度が開始（令和 4 年 9 月）してから令和 5 年 3 月 31 日までの間に、本税制の適用を受けるとした計画に基づく。なお、令和 4 年度の本税制の適用について、環境負荷低減事業活動実施計画等に係る適用は、認定に先立ち必要な都道府県の基本計画の作成が令和 4 年度末に全国的に完了したことから実績がなく、基盤確立事業実施計画において活用が見込まれるもののみである。

・ 法人税

①適用数：3 件

②取得価額：174 百万円

③適用額：46 百万円

$$116 \text{ 百万円 (取得価額)} \times 32\% \text{ (機械等の特別償却率)}$$

$$+ 58 \text{ 百万円 (取得価額)} \times 16\% \text{ (建物等の特別償却率)}$$

④減収額：10.8 百万円

$$116 \text{ 百万円 (取得価額)} \times 32\% \text{ (機械等の特別償却率)} \times 23.2\% \text{ (法人税率)}$$

$$+ 58 \text{ 百万円 (取得価額)} \times 16\% \text{ (建物等の特別償却率)} \times 23.2\% \text{ (法人税率)}$$

・ 法人住民税

①適用数：3 件

②取得価額：174 百万円

③適用額：46 百万円

④減収額：0.8 百万円（法人住民税の減収額については、法人税の減収額に 7 %
（都道府県民税 1 %、市町村民税 6 %）の税率を乗じて試算。）

$$10.8 \text{ 百万円 (法人税額の減収額)} \times 7\%$$

・ 法人事業税

①適用数：3 件

②取得価額：174 百万円

③適用額：46 百万円

④減収額：4.4 百万円 (a + b)

a 法人事業税（地方税）：3.2 百万円

$$116 \text{ 百万円 (取得価額)} \times 32\% \text{ (機械等の特別償却率)} \times 7\% \text{ (法人事業税率)}$$

+58 百万円（取得価額）×16%（建物等の特別償却率）×7%（法人事業税率）

b 特別法人事業税（国税）：1.2 百万円

3.2 百万円×37%（特別法人事業税率）

（令和5年度推計）

・法人税

①適用数：12 件（a+b）

a 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける者のうち本税制の活用が見込まれる法人数：7 件

$7,000^{※1} \times 1,046^{※2} / 1,092,250^{※3}$

※1 令和5年度において環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けると見込まれる農業者数（聞き取りによる。）

※2 「中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却」を活用した農林水産業者数（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和5年2月3日））。なお、本税制は農業者が機械等を取得した場合の特別償却（32%）を可能にする税制である一方で、中小企業投資促進税制は中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）を可能にする税制である。このため、本税制の活用見込みの算定に当たっては、優遇の程度が類似する中小企業投資促進税制の特別償却に係る実績を用いた。

※3 農林業経営体数（令和2年度農林業センサス）

b 基盤確立事業実施計画の認定を受ける者のうち本税制の活用が見込まれる法人数：5 件

$3^{※4} \times 12/7^{※5}$

※4 令和4年度実績

※5 令和4年度中の制度運用期間（令和4年9月～令和5年3月）を1年に換算

②取得価額：311 百万円

$3 百万円^{※6} \times 7 件 + 174 百万円^{※7} \times 5/3^{※8}$

※6 導入が想定される農業機械の金額

※7 令和4年度適用額

※8 令和5年度推計対象者数／令和4年度実績対象者数

③適用額：84 百万円

$3 百万円^{※6} \times 7 件 \times 32\%$ （機械等の特別償却率）

$+ 116 百万円^{※9} \times 5/3^{※8}$ （取得価額）×32%（機械等の特別償却率）

$+ 58 百万円^{※9} \times 5/3^{※8}$ （取得価額）×16%（建物等の特別償却率）

※9 令和4年度において導入された基盤確立事業用資産

④減収額：19.6 百万円（c+d）

c 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける者に係る減収額：1.6 百万円

$3 \text{ 百万円}^{\ast 6} \times 7 \text{ 件} \times 32\% \text{ (機械等の特別償却率)} \times 23.2\% \text{ (法人税率)}$

d 基盤確立事業実施計画の認定を受ける者に係る減収額：18 百万円

$10.8 \text{ 百万円}^{\ast 10} \times 5/3^{\ast 8}$

※10 令和4年度減収額

・法人住民税

①適用数：12 件

②取得価額：311 百万円

③適用額：84 百万円

④減収額：1.4 百万円（法人住民税の減収額については、法人税の減収額に7%（都道府県民税1%、市町村民税6%）の税率を乗じて試算。）

$19.6 \text{ 百万円} \times 7\%$

・法人事業税

①適用数：12 件

②取得価額：311 百万円

③適用額：84 百万円

④減収額：8.1 百万円（e+f）

e 法人事業税（地方税）：5.9 百万円

$3 \text{ 百万円}^{\ast 6} \times 7 \text{ 件} \times 32\% \text{ (機械等の特別償却率)} \times 7\% \text{ (法人事業税率)}$

$+18 \text{ 百万円}^{\ast 11} / 23.2\% \text{ (法人税率)} \times 7\% \text{ (法人事業税率)}$

※11 令和5年度基盤確立事業の認定を受ける者に係る減収額

f 特別法人事業税（国税）：2.2 百万円

$5.9 \text{ 百万円} \times 37\% \text{ (特別法人事業税率)}$

（令和6年度推計）

・法人税

①適用数：18 件（g+h）

g 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける者のうち本税制の活用が見込まれる法人数：13 件

$(7,000^{\ast 1} + 6,430^{\ast 12}) \times 1,046^{\ast 2} / 1,092,250^{\ast 3}$

※12 令和5年度において環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている農業者数（7,000人^{※1}。聞き取りによる。）と令和4年度において環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農業者数（570人。聞き取りによる。）の差

h 基盤確立事業実施計画の認定を受ける者のうち本税制の活用が見込まれる法人
数：5件^{※13}

$$3^{※4} \times 12/7^{※5}$$

※13 基盤確立事業については、認定申請の受付開始以降、毎月ほぼ一定のペースで相談をいただいていることから、令和5年度以降の認定件数についても一定のペースで進むものと想定。

②取得価額：329百万円

$$3\text{百万円}^{※6} \times 13\text{件} + 174\text{百万円}^{※7} \times 5/3^{※8}$$

③適用額：90百万円

$$\begin{aligned} & 3\text{百万円}^{※6} \times 13\text{件} \times 32\% \text{ (機械等の特別償却率)} \\ & + 116\text{百万円}^{※9} \times 5/3^{※8} \text{ (取得価額)} \times 32\% \text{ (機械等の特別償却率)} \\ & + 58\text{百万円}^{※9} \times 5/3^{※8} \text{ (取得価額)} \times 16\% \text{ (建物等の特別償却率)} \end{aligned}$$

④減収額：20.9百万円 (i+j)

i 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける者に係る減収額：2.9百万円

$$3\text{百万円}^{※6} \times 13\text{件} \times 32\% \text{ (機械等の特別償却率)} \times 23.2\% \text{ (法人税率)}$$

j 基盤確立事業実施計画の認定を受ける者に係る減収額：18百万円

$$10.8\text{百万円}^{※10} \times 5/3^{※8}$$

・法人住民税

①適用数：18件

②取得価額：329百万円

③適用額：90百万円

④減収額：1.5百万円 (法人住民税の減収額については、法人税の減収額に7% (都道府県民税1%、市町村民税6%) の税率を乗じて試算。)

$$20.9\text{百万円} \times 7\%$$

・法人事業税

①適用数：18件

②取得価額：329百万円

③適用額：90百万円

④減収額：8.6百万円 (k+l)

k 法人事業税 (地方税)：6.3百万円

$$3\text{百万円}^{※6} \times 13\text{件} \times 32\% \times 7\% + 18\text{百万円}^{※14} / 23.2\% \times 7\%$$

※14 令和6年度基盤確立事業の認定を受ける者に係る減収額

l 特別法人事業税 (国税)：2.3百万円

6.3 百万円×37%（特別法人事業税率）

（令和7年度推計）

・法人税

①適用数：24件（m+n）

m 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける者のうち本税制の活用が見込まれる法人数：19件

$$(7,000^{*1} + 6,430^{*12} \times 2^{*15}) \times 1,046^{*2} / 1,092,250^{*3}$$

*15 廃止前の持続農業法における認定者数が毎年一定数ずつ伸びていたことを踏まえ、本制度についても周知が進み、毎年一定数ずつ認定が増えるものとして暫定的に試算。

n 基盤確立事業実施計画の認定を受ける者のうち本税制の活用が見込まれる法人数：5件^{*13}

$$3^{*4} \times 12/7^{*5}$$

②取得価額：347百万円

$$3 \text{ 百万円}^{*6} \times 19 \text{ 件} + 174 \text{ 百万円}^{*7} \times 5/3^{*8}$$

③適用額：96百万円

$$3 \text{ 百万円}^{*6} \times 19 \text{ 件} \times 32\% \text{（機械等の特別償却率）}$$

$$+ 116 \text{ 百万円}^{*9} \times 5/3^{*8} \text{（取得価額）} \times 32\% \text{（機械等の特別償却率）}$$

$$+ 58 \text{ 百万円}^{*9} \times 5/3^{*8} \text{（取得価額）} \times 16\% \text{（建物等の特別償却率）}$$

④減収額：22.2百万円（o+p）

o 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける者に係る減収額：4.2百万円

$$3 \text{ 百万円}^{*6} \times 19 \text{ 件} \times 32\% \times 23.2\%$$

p 基盤確立事業実施計画の認定を受ける者に係る減収額：18百万円

$$10.8 \text{ 百万円}^{*10} \times 5/3^{*8}$$

・法人住民税

①適用数：24件

②取得価額：347百万円

③適用額：96百万円

④減収額：1.6百万円（法人住民税の減収額については、法人税の減収額に7%（都道府県民税1%、市町村民税6%）の税率を乗じて試算。）

$$22.2 \text{ 百万円} \times 7\%$$

・法人事業税

①適用数：24件

②取得価額：347 百万円

③適用額：96 百万円

④減収額：9.2 百万円 (q+r)

q 法人事業税（地方税）：6.7 百万円

$3 \text{ 百万円}^{\ast 6} \times 19 \text{ 件} \times 32\% \times 7\% + 18 \text{ 百万円}^{\ast 15} / 23.2\% \times 7\%$

r 特別法人事業税（国税）：2.5 百万円

$6.7 \text{ 百万円} \times 37\%$ （特別法人事業税率）

2. 適用実績及び適用見込み

	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)
適用件数(件)	3	12	18	24
減収見込み額 (百万円)	16.0	29.1	31.0	33.0

3. 効果

本税制措置により達成される有機農業の取組拡大面積を以下のとおり設定。

令和4年度：(30千ha－27千ha) (※1) ×26.7% (※2) =0.8千ha

令和5年度：(34千ha－30千ha) (※1) ×26.7% (※2) =1.1千ha

令和6年度：(39千ha－34千ha) (※1) ×26.7% (※2) =1.3千ha

令和7年度：(45千ha－39千ha) (※1) ×26.7% (※2) =1.6千ha

※1 有機農業の取組面積については、前回の事前評価以降に明らかとなった令和2年度における有機農業の取組面積の実績等を新たに加味して再算定を行ったため、前回の事前評価時の数値とは異なる。具体的には、2017年(平成29年)から2020年(令和2年)実績値から毎年の伸び率及び2018年(平成30年)から2020年(令和2年)までの伸び率に係る変化率を算定した上で、これらに基づき毎年の伸び率及び目標値を算定した。なお、実績値については、「国内における有機JASほ場面積」(農林水産省食料産業局食品製造課調べ)及び「有機農業の取組面積に係る実態調査」(農林水産省生産局農業環境対策課調べ)から有機JAS認証を取得している農地と、有機JAS認証を取得していないが有機農業が行われている農地の面積を合算し算出。

	2017 (H29) 年	2018 (H30) 年	2019 (R元) 年	2020 (R2) 年	2021 (R3) 年	2022 (R4) 年	2023 (R5) 年	2024 (R6) 年	2025 (R7) 年
目標値 (千ha)		-	-	-	27	30	34	39	45
実績値 (千ha)	23.5	23.7	23.8	25.2	-	-	-	-	-
伸び率	-	1.009	1.004	1.059	1.08	1.10	1.12	1.14	1.17
変化率	-	-	0.996	1.054	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02

※2 「令和3年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査有機農業等の取組に関する意識・意向調査結果」から、有機農業に関する国や自治体から、機械導入や施設整備への支援を希望する者が26.7%であることから、これを本税制の寄与度として算出した。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
令和4年度	農業用機械 (0)	その他の機械 (116)	建築・建設補修 (58)
令和5年度	農業用機械 (21)	その他の機械 (193)	建築・建設補修 (97)
令和6年度	農業用機械 (39)	その他の機械 (193)	建築・建設補修 (97)
令和7年度	農業用機械 (57)	その他の機械 (193)	建築・建設補修 (97)